

平成22年度弁理士試験
短答式筆記試験問題集

〔1〕パリ条約による優先権の主張を伴う特許出願に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、以下において、「第一国出願」とは、パリ条約による優先権の主張の基礎とした最初の出願をいう。

さらに、特に文中に示した場合を除いて、設問に記載の出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも分割に係る新たな特許出願でも、変更に係るものでもなく、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わず、また、一度した優先権の主張は取り下げないものとする。

- (イ) 第一国出願の日の後に日本国において特許出願がなされ、その特許出願がパリ条約による優先権の主張を伴う場合、当該第一国出願の日から3年以内に限り、出願審査の請求をすることができる。
- (ロ) 第一国出願の日の後に日本国において特許出願がなされ、その特許出願がパリ条約による優先権の主張を伴う場合、特許権の存続期間は、当該第一国出願の日から20年をもって終了する。ただし、特許権の存続期間の延長登録の出願はないものとする。
- (ハ) 第一国出願の日の後に日本国において特許出願がなされ、その特許出願がパリ条約による優先権の主張を伴う場合であって、かつ、その特許出願が外国語書面出願である場合、当該特許出願の出願人は、外国語書面及び外国語要約書面の日本語による翻訳文を、当該第一国出願の日から1年2月以内に提出しなければならない。
- (ニ) 発明を刊行物に発表した後、発表日から6月以内に、その発明についてパリ条約の同盟国において第一国出願を行った者が、その発表日から6月経過後に、日本国において、当該出願に基づいてパリ条約による優先権の主張を伴う特許出願をする場合、発明の新規性の喪失の例外の規定（特許法第30条）の適用を受けることはできない。
- (ホ) パリ条約による優先権を主張しようとする者が、特許法第43条第1項に規定される事項を記載した書面を特許出願の時に提出しなかった場合、その後、当該事項をすべて記載した手続補正書を提出しても、当該事項を記載した書面を特許出願と同時に提出したものとはみなされない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔2〕組物の意匠に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 組物の意匠登録出願について、公然知られた意匠に類似することを理由として拒絶をすべき旨の査定を受けたとき、その組物の構成物品の一つの意匠について、新たな意匠登録出願として意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ロ) パリ条約の同盟国に「ナイフ」の意匠**イ**に係る出願**A**、「フォーク」の意匠**ロ**に係る出願**B**及び「スプーン」の意匠**ハ**に係る出願**C**を同日に出願した。その後6月以内に我が国に意匠**イ**、**ロ**及び**ハ**からなる「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」の意匠登録出願**D**を出願するときは、パリ条約による優先権の主張をすることができる。
- (ハ) 組物の構成物品の物品のすべてに同じ色一色を全体に表して、色彩によってのみ組物全体の統一が認められるときは、組物の意匠として意匠登録を受けることができる。
- (ニ) 意匠登録を受けた「一組の飲食用ナイフ、フォーク及びスプーンセット」について、当該組物の意匠のうち、スプーンの意匠の意匠権についてのみ通常実施権の許諾をすることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔3〕特許法に規定する手数料に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、手数料に関して減免又は猶予はないものとする。

- 1 出願審査の請求をした後、その出願が特許法第36条第4項第2号に規定する要件を満たしていない旨の同法第48条の7に規定する通知（文献公知発明に係る情報の記載についての通知）を受け、指定された期間内に、その出願を放棄するとともに出願審査の請求の手数料の返還を請求した。この場合、その出願を放棄するまでに、上記通知以外、特許庁から何らの通知等も受けていなければ、政令で定める額が返還される。
- 2 特許出願人でない者が出願審査の請求をした後、補正により請求項の数が増加した。増加した請求項についての出願審査の請求の手数料は、出願審査の請求をした者が納付しなければならない。
- 3 特許請求の範囲に含まれている2以上の請求項のうち、ある1つの請求項の誤記を訂正することのみを目的として訂正審判を請求する場合、審判請求手数料は1件についての金額に、当該訂正の対象である1つの請求項についての金額を加えた額である。
- 4 拒絶査定不服審判において拒絶の理由が通知されたため、特許請求の範囲を出願後初めて補正したところ、請求項の数が増加した。この場合、増加した請求項についての審判請求手数料に加え、増加した請求項についての出願審査の請求の手数料を納付することが必要である。
- 5 特許無効審判において、審理の終結が通知された後、当事者が審理の再開を申し立てる場合、その当事者は政令で定める手数料を納付しなければならない。

〔４〕特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 優先日から20月を経過した日に国際調査報告が出願人に送付された場合、出願人は、送付から3月の期間の満了までに国際予備審査の請求をすることができる。
- 2 国際出願は、アラビア語、英語、スペイン語、中国語、ドイツ語、日本語、韓国語、ポルトガル語、フランス語又はロシア語でされた場合には、国際出願がされた言語で国際公開を行う。
- 3 国際予備審査の請求書が受理官庁に提出された場合において、一の管轄国際予備審査機関のみがあるとき、その受理官庁は、その請求書に受理の日付を付したものを、決定により、管轄国際予備審査機関に直接送付することができる。
- 4 国際予備審査の請求書が補正に関する記述を含んでいない場合、国際予備審査の請求書が提出された後にする特許協力条約第19条の規定に基づく補正及び国際予備審査機関に対してする特許協力条約第34条の規定に基づく補正は、国際予備審査機関が書面による見解又は国際予備審査報告の作成を開始した後に当該補正書が受理される場合を除き、国際予備審査のために考慮される。
- 5 国際予備審査機関の枠組みにおいて設置される検査機関による異議についての決定の書面の翻訳文は、国際事務局が作成する。

〔5〕共同著作物に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 共同著作物である小説が第三者により無断で出版されている場合、各共同著者は、単独で差止めを請求できる。
- (ロ) アイドル歌手が作った詩に、高名な作曲家が曲を付けて一曲の歌謡曲を完成させた場合、当該歌謡曲は共同著作物である。
- (ハ) 共同著作物が第三者により無断で改変された場合、各共同著者が同一性保持権侵害に係る自己の持分に対する損害賠償請求を単独でなし得るか否かという点について、著作権法に明文の規定はない。
- (ニ) 共同著作物である既発表の小説を外国語に翻訳する際に、共同著作者の一人は、正当な理由があれば、その翻訳に対する合意の成立を妨げることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔6〕特許出願の分割に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、設問に記載の出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも分割に係る新たな特許出願でも、変更に係るものでもなく、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わず、また、一度した優先権の主張は取り下げないものとする。

- 1 特許出願についての拒絶査定不服審判において、査定を取り消しさらに審査に付すべき旨の審決がされ、再び拒絶をすべき旨の査定がされた場合、当該査定に対する拒絶査定不服審判の請求後であっても、当該査定の謄本の送達があった日から3月以内であれば、特許出願人は、当該特許出願の分割をすることができる。
- 2 **甲**は、特許請求の範囲に自らした発明**イ**のみを記載し、明細書には、発明**イ**とともに自らした発明**ロ**を記載して特許出願**A**をした。その後、**甲**は特許出願**A**を分割して、特許請求の範囲に発明**ロ**を記載した新たな特許出願**B**をするとともに、同日に特許出願**A**の明細書から発明**ロ**を削除する補正をした。**乙**は、特許出願**A**の日の後であって、特許出願**B**の日の前に、特許請求の範囲に自らした発明**ロ**を記載し、明細書には発明**ロ**を記載して特許出願**C**をした。この場合において、特許出願**A**及び特許出願**B**について、いずれも特許出願**C**の日の後に出願公開がされたときは、特許出願**C**は、特許出願**A**をいわゆる拡大された範囲の先願としても、また、特許出願**B**をいわゆる拡大された範囲の先願としても、特許法第29条の2の規定により拒絶されることはない。
- 3 **甲**は、特許出願**A**をし、特許出願**A**の日の後、特許出願**A**を分割して新たな特許出願**B**をした。この場合において、特許出願**B**について出願公開の請求がされず特許掲載公報の発行もされていないときは、当該分割の日から1年6月を経過する前に特許出願**B**について出願公開がされることはない。
- 4 **甲**は、特許出願**A**をし、特許出願**A**の日の後、特許出願**A**を分割して新たな特許出願**B**をした。この場合において、特許出願**B**について特許権の設定の登録がされたとき、この特許権の存続期間は、当該分割の日から20年をもって終了する。ただし、特許権の存続期間の延長登録の出願はないものとする。
- 5 特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定がされ、特許出願人が当該査定の謄本の送達があった日から2月後に当該査定に対する拒絶査定不服審判の請求をした場合、当該特許出願人は、その審判の請求後であっても、当該査定の謄本の送達があった日から3月以内であれば、当該特許出願の分割をすることができる。

〔7〕 商標の審判等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 登録異議申立人は、商標登録の取消しの理由の通知があった後は、仮に当該商標権者の承諾を得たときでも、当該登録異議の申立てを取り下げることができない。
- (ロ) 2以上の指定商品に係る商標登録に対して、それらの指定商品について不使用による商標登録の取消しの審判（商標法第50条第1項）の請求をしたとき、請求人は、指定商品ごとにその請求を取り下げることができる。
- (ハ) 不使用による商標登録の取消しの審判（商標法第50条第1項）において、被請求人が請求に係る指定商品に類似する商品について登録商標の使用をしていないことについて正当な理由があることを明らかにしたときは、当該商標登録は取り消されることはない。
- (ニ) 商標権者が指定商品について登録商標を使用し、他人の業務に係る商品と混同を生じさせることについて故意があったとしても、商標権者の不正使用による商標登録の取消しの審判（商標法第51条第1項）により、当該商標登録は取り消されることはない。
- (ホ) 商標登録がされた後において、その登録商標が、地方公共団体を表示する標章であって著名なものと同一又は類似のものとなっているときは、利害関係人は、そのことを理由として商標登録の無効の審判を請求することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔8〕不正競争防止法の商品等表示に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 商品等表示には、業種の異なる複数の企業が共同で使用している表示は含まれない。
- 2 商品等表示には、動く表示は含まれない。
- 3 商品等表示には、当該商品の素材を表すにすぎない表示は含まれない。
- 4 商品等表示には、商品の包装であって、消費者がすぐに捨ててしまうようなものは含まれない。
- 5 商品等表示には、非営利法人の名称は含まれない。

〔9〕特許無効審判又は延長登録無効審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 医薬品の特許発明に係る特許権について、特許権の存続期間の延長登録がされた。この延長登録出願は、当該特許権の専用実施権者が、特許法第67条第2項の政令で定める薬事法の規定による承認を受けることが必要であるために、特許発明の実施をすることができない期間があったことを理由として、なされたものである。この場合、その延長登録の出願人が当該特許権の専用実施権者であったことは、延長登録無効審判における無効理由とはならない。
- 2 特許無効審判の審決に対する訴えの提起があった場合において、特許権者が当該訴えに係る特許について訴えの提起後に訂正審判を請求することにより、事件を審判官に差し戻すための特許法第181条第2項の規定による審決の取消しの決定が確定し、審理を開始するときは、審判長は、裁量により、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。
- 3 特許無効審判の審決がなされ、それに対する訴えが提起されて裁判所に係属しているときは、何人も、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。
- 4 特許がされた後、条約の改正により、その特許が条約に違反することとなったとしても、そのことは特許無効審判における無効理由とはならない。
- 5 特許出願人が、その発明に関連する文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を、特許出願のときに知っていたにもかかわらず発明の詳細な説明にこれを記載しなかったことは、いかなる場合でも特許無効審判における無効理由とはならない。

〔10〕パリ条約のストックホルム改正条約（以下「パリ条約」という。）に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 同盟国の国民が、いわゆる内国民待遇の原則により内国民と同一の保護を受けるためには、工業所有権の保護が請求される国に住所を有し、かつ、内国民に課される条件及び手続に従うことが条件とされる。
- (ロ) パリ条約の同盟国に属しない国 **X** の国民 **甲** が、同盟国 **Y** の国民 **乙** と共同して、同盟国 **Z** に特許出願をした場合、**甲** は同盟国 **Z** において、当該特許の保護に関し、常にいわゆる内国民待遇を受けることができる。
- (ハ) いわゆる内国民待遇の原則に関し、いずれの同盟国において工業所有権の保護を求める場合であっても、司法上及び行政上の手続並びに裁判管轄権については、並びに工業所有権に関する法令上必要とされる住所の選定又は代理人の選任については、工業所有権の保護を求める者が住所を有する同盟国の法令の定めるところによる。
- (ニ) いずれの同盟国も、当該同盟国の法令上発明の単一性がある場合、特許出願人が優先権を主張して行った特許出願が優先権の主張の基礎となる出願に含まれていなかった構成部分を含むことを理由として、当該優先権を否認し、又は当該特許出願について拒絶の処分をすることはできない。また、当該構成部分については、通常の場合に従い、当該特許出願が優先権を生じさせる。
- (ホ) 出願人が自己の選択により特許又は発明者証のいずれの出願をもすることができる同盟国においてされた発明者証の出願は、特許出願の場合と同一の条件で優先権を生じさせるものとし、その優先権は、特許出願の場合と同一の効果を有する。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔11〕 特許を受ける権利等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許出願前における特許を受ける権利の承継は、特許庁長官に届け出なければ、その効力を生じない。
- 2 特許出願人は、その特許出願について登録した仮通常実施権を有する者があるときは、その者の承諾を得なければ、その特許出願を取り下げることができない。
- 3 従業者が契約により職務発明について使用者のため仮専用実施権を設定し、その設定の登録がされた場合において、当該職務発明に係る特許出願について出願公開がされたときは、その特許出願について特許権の設定の登録がされる前であっても、従業者は使用者に対し、相当の対価の支払を受ける特許法上の権利を有する。
- 4 仮専用実施権が**甲**及び**乙**の共有に係る場合、**甲**は、特許を受ける権利を有する者の承諾を得れば、**乙**の同意を得なくとも、その仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、**丙**に仮通常実施権を許諾することができる。
- 5 仮通常実施権が**甲**及び**乙**の共有に係る場合、**甲**は、特許を受ける権利を有する者の承諾を得るとともに、**乙**の同意を得れば、その仮通常実施権の**甲**の持分を目的として質権を設定することができる。

〔12〕 意匠権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 企業のデザイン開発部門に所属する社員が、自己の職務として意匠を創作した場合、その意匠について意匠登録を受ける権利は創作と同時に企業に帰属する。
- (ロ) 意匠権者は、意匠権の設定の登録があった場合でも、意匠登録証が交付されるまでは、当該意匠権の行使をすることができない。
- (ハ) 意匠権者は、業として、当該登録意匠に係る物品の製造にのみ用いる装置の輸入をする者に対して、損害賠償を請求することができる。
- (ニ) 意匠権者は、自己の意匠権を侵害する者に対し、その侵害の停止又は予防の請求に代えて、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。
- (ホ) 意匠法第44条第1項（登録料の追納）の規定により登録料を追納することができる期間の経過により消滅したものとみなされた意匠権が、同法第44条の2（登録料の追納による意匠権の回復）の規定により回復したとき、当該意匠権の効力は、当該期間の経過後当該意匠権の回復の登録前に日本国内において製造された当該登録意匠に係る物品に及ぶ。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔13〕 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 受理官庁としての日本国特許庁に国際出願がなされた場合、国際出願に要約書が含まれていないとき、又は、要約書が明細書及び請求の範囲と同一の言語で作成されていないときは、特許庁長官は出願人に対して手続の補正を命じなければならない。
- 2 国際出願が、パリ条約のストックホルム改正条約の締約国において又は同条約の締約国についてされた先の国内出願に基づく優先権の主張を伴う場合には、当該先の国内出願を受理した当局が認証したその出願の謄本は、一定の場合を除き、出願人が優先日から16月以内に国際事務局又は受理官庁に提出する。
- 3 出願人は請求により国際出願中の明白な誤記を訂正することができるが、権限のある機関が訂正を拒否する場合には、国際事務局は、拒否の日から2月以内に提出された出願人の要請に応じ、また、特別の手数料の支払を条件とすることなく、拒否された当該訂正のための請求を国際出願とともに公表する。
- 4 出願人は、国際予備審査の請求又は選択のいずれか若しくはすべてを優先日から30月を経過する前にいつでも、取り下げることができ、その取り下げは、国際事務局に対する出願人からの通告の受領の時に効力を生ずる。
- 5 出願人は、優先日から30月を経過する前にいつでも、国際出願を取り下げることができるが、その取り下げは、出願人の明示の請求により当該国際出願の審査を開始している選択官庁については、効力を生じない。

〔14〕 特許法に規定する訴えに関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 審決に対する訴えは、当事者又は参加人に限り、提起することができる。
- 2 裁判所は、特許無効審判の審決に対する訴えの提起があった場合において、特許権者が当該訴えに係る特許について訴えの提起後に訂正審判を請求しようとしていることにより、当該特許を無効にすることについて特許無効審判においてさらに審理させることが相当であると認めるときは、当事者の同意を要件として、事件を審判官に差し戻すため、決定をもって、当該審決を取り消すことができる。
- 3 特許庁長官は、特許無効審判の審決に対する訴えの提起があったときは、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、当該事件に関する特許法の適用について、意見を述べることができる。
- 4 公共の利益のための通常実施権の設定の裁定で定める対価の額について不服がある場合の訴えは、東京高等裁判所に対し、特許庁長官を被告として、提起しなければならない。
- 5 特許無効審判の請求が不適法なものであって、その補正をすることができないものについては、審決をもってこれを却下することができる。この審決に対して不服があるときは、東京高等裁判所に対し、特許庁長官を被告として、訴えを提起することができる。

〔15〕 商標登録の要件等に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録出願に係る商標が、その出願時及び査定時に日本国のぶどう酒の産地のうち特許庁長官が指定するものを表示する標章を有する商標であって、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒を指定商品とするものは、商品の品質の誤認を生ずるおそれのないものであっても、商標登録を受けることができない。
- (ロ) 商標登録出願に係る商標が、その指定商品「乳酸菌飲料」の容器の形状に係る立体商標である場合、この容器の形状が、容器自体の持つ機能を効果的に発揮させる目的で選択される限りにおいては、原則として、商標登録を受けることができない。
- (ハ) 商品に係る登録商標に類似する商標が自己の業務に係る指定商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、その登録商標に係る指定商品及びこれに類似する商品以外の商品について他人が登録商標の使用をすることによりその商品と自己の業務に係る指定商品とが混同を生ずるおそれがあるとき、当該商標権者は、そのおそれがある商品について、その登録商標と同一の標章について防護標章登録を受けることができる場合がある。
- (ニ) 商標登録出願に係る商標が「東京ぶどうパン」の文字からなり、指定商品を第30類「菓子、パン」として商標登録出願されたものは、指定商品を第30類「東京で製造されたパン」と補正した場合でも、商標登録を受けることができない。
- (ホ) 法人格を有する事業協同組合がその構成員に使用をさせる商標であって、その地域の名称及びその構成員の業務に係る商品を表示するものとして慣用されている名称を普通に用いられる方法で表示する文字のみからなる商標は、その商標が使用をされた結果、その構成員の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に全国的に認識されている場合のみ、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔16〕 次の①～⑥までの空欄に適切な語句を選んで入れると、不正競争防止法の産地表示についてのまとまった文章となる。①～⑥までの空欄に入れるべき語句の組み合わせとして、次のうち、最も適切なものは、どれか。

①の原産地を誤認させるような表示を②に使用する者に対して、①の③は、④を請求することができる。なお、その表示が⑤場合⑥。

- 1 ①りんご ②りんご箱 ③生産者 ④販売の差止め
⑤りんごの品種である
⑥でも販売の差止めの請求はできる
- 2 ①日本酒 ②酒瓶のラベル ③卸売業者 ④ラベルの除去
⑤主務大臣によって指定されている
⑥でなければならない
- 3 ①ワイン ②コルク栓の刻印 ③生産者 ④輸入の差止め
⑤日本国内で普通名称として使われてきた
⑥でも輸入の差止めの請求はできる
- 4 ①チーズ ②チーズの広告 ③輸入代理店 ④チーズの廃棄
⑤日本国内でチーズの種類を表すものとして使用されている
⑥でもチーズの廃棄の請求はできる
- 5 ①牛肉 ②牛肉店のチラシ ③消費者 ④損害賠償
⑤日本国内で習慣的に使われている
⑥には損害賠償の請求はできない

〔17〕 次の場合のうち、特許出願 **A** をいわゆる拡大された範囲の先願として、特許出願 **B** が特許法第29条の2の規定により拒絶されるのは、どれか。

ただし、以下において、① **A** は、**B** の出願の日前に出願されたものであること、② **B** の出願後に、**A** について出願公開がされていること、③ **B** に係る発明は、**A** の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明と同一であること、を前提とせよ。

また、以下の1、2及び3の場合において、**B** に係る発明の発明者は **A** の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明をした者と同一の者でないものとし、4及び5の場合において、**A** 及び **B** の出願人は同一の者でないものとする。

さらに、特に文中に示した場合を除いて、設問に記載の出願は、外国語書面出願でも国際出願に係るものでも実用新案登録に基づく特許出願でも分割に係る新たな特許出願でも、変更に係るものでもなく、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わず、また、一度した優先権の主張は取り下げないものとする。

- 1 **B** の出願時に、**A** 及び **B** の出願人名義はともに **甲** であったが、**A** の出願後 **B** の出願前に、**乙** が、**A** に係る発明についての特許を受ける権利を **甲** から譲り受け、その旨を **B** の出願後に特許庁長官に届け出た場合。
- 2 **B** の出願時に、**A** の出願人名義は **甲**、**B** の出願人名義は **乙** であったが、**A** の出願後 **B** の出願前に、**乙** が、**A** に係る発明についての特許を受ける権利を **甲** から相続により承継し、その旨を **B** の出願後に特許庁長官に届け出た場合。
- 3 **B** の出願時に、**A** の出願人名義は **甲** 及び **乙** であって、**A** に係る発明についての特許を受ける権利の **甲** の持分は $9/10$ であり、**B** の出願人名義は **甲** である場合。
- 4 発明 **イ** の発明者 **甲** は、発明 **ロ** の発明者 **乙** の学会での発表により発明 **ロ** を知った後、**イ** について **A** を出願し、その明細書における従来技術の説明のために発明 **ロ** を **乙** が発明したものとして記載し、一方、**乙** は、発明の新規性の喪失の例外の規定（特許法第30条）の適用を受けて、発明 **ロ** について **B** を出願した場合。
- 5 **A** において発明者は **甲** 及び **乙**、**B** において発明者は **甲** とそれぞれの願書に記載されていたが、**B** についての審査の過程において、**A** の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明はすべて **甲** によるものであり、**乙** は単なる補助者であったことが判明した場合。

〔18〕 甲が、自ら創作した相互に類似する意匠イ及び意匠ロを展示会で同日に公表し、意匠イについて、公表の日から3月後に意匠法第4条第2項の規定（意匠の新規性の喪失の例外）の適用を受けるための手続をして意匠登録出願Aをしたとき、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) Aの出願の日後に、甲が、ロの公表の日から6月以内にロについて意匠登録出願Bをする場合には、Bの出願と同時に意匠法第4条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を提出し、Bの出願の日から14日以内に、イ及びロが同項の規定の適用を受けることができる意匠であることを証明する書面を、特許庁長官に提出しなければならない。
- (ロ) 乙が、イ及びロを参考としてイに類似する意匠ハを自ら創作し、イ及びロの公表の日からAの出願の日の間に、当該意匠ハが頒布された刊行物に掲載されていたとき、甲が出願Aについて意匠登録を受けられる場合はない。
- (ハ) 乙が、イ及びロを参考としてイに類似する意匠ハを自ら創作し、イ及びロの公表の日からAの出願の日の間に、当該意匠ハに係る意匠登録出願Cをしていたとき、甲が出願Aについて意匠登録を受けられる場合はない。
- (ニ) 乙が、イ及びロの公表の日前に、ロについて甲から意匠登録を受けられる権利を承継せずに意匠登録出願Dをしていたとき、甲が出願Aについて意匠登録を受けられる場合はない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔19〕商標法におけるマドリッド協定の議定書に基づく特例に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際商標登録出願について商標登録出願により生じた権利の移転があった場合は、承継人は、特許庁長官に対してその旨を届け出なければならない。
- 2 国際登録に基づく商標権の存続期間は、いかなる場合もその国際登録の日から10年をもって終了する。
- 3 国際登録に基づく商標権については、指定商品又は指定役務が2以上あるときは、指定商品又は指定役務ごとに分割することができる。
- 4 国際登録に基づく商標権者は、専用使用権者、質権者又は通常使用権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その商標権を放棄することができる。
- 5 国際登録に基づく商標権の移転は、相続その他の一般承継による移転を含めて、登録しなければ、その効力を生じない。

〔20〕 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 特許のいわゆる強制実施権の範囲及び期間は、許諾された目的に対応して限定される。
- 2 加盟国は、侵害者が侵害活動を行っていることを知らなかったとき又は知ることができる合理的な理由を有していなかったときは、いかなる場合においても、利益の回復又は法定の損害賠償の支払を命ずる権限を司法当局に与えることができない。
- 3 司法当局は、申し立てられた侵害に関連する証拠を保全することを目的として迅速かつ効果的な暫定措置をとることを命ずる権限を有する。
- 4 意匠の保護期間は、少なくとも10年とする。
- 5 加盟国は、特許出願人に対し、外国における出願及び特許の付与に関する情報を提供することを要求することができる。

〔21〕特許法における通常実施権又は質権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 甲の特許発明と同一であることを理由として乙の特許が特許無効審判により無効にされた場合、その無効にされた乙の原特許権についての許諾による通常実施権を当該特許無効審判の請求の登録の際現に有する丙は、その通常実施権が登録されていないときは、甲の特許権について特許法第80条（無効審判の請求登録前の実施による通常実施権）の規定による通常実施権を有しない。なお、甲の特許権に専用実施権は設定されていないものとする。
- 2 特許法第93条（公共の利益のための通常実施権の設定の裁定）により通常実施権の設定の裁定を受けた者が、当該裁定で定める支払の時期までに対価（対価を定期的に又は分割して支払うべきときは、その最初に支払うべき分）の支払又は供託をしないときは、当該裁定はその効力を失う。
- 3 特許権を目的とする質権は、当該特許権が侵害されたことによる損害賠償請求権に基づき受けるべき金銭に対しても行うことができる。ただし、その払渡前に差押をしなければならない。
- 4 甲の特許出願の日前の意匠登録出願に係る乙の意匠権がその特許出願に係る甲の特許権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、原意匠権者乙は、原意匠権の範囲内において、当該特許権について通常実施権を有し、甲は、乙から相当の対価を受ける権利を有する。なお、甲の特許権に専用実施権は設定されていないものとする。
- 5 特許権者は、特許法第35条第1項（職務発明）の規定による通常実施権者がある場合には、当該通常実施権者の承諾を得なければ、その特許権を放棄することができない。

〔22〕 著作者人格権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 建物の屋根の雨漏りを修理した結果、その天井に描かれた天井画の一部が失われた場合、当該天井画の著作者の同一性保持権の侵害を構成する。
- 2 著作物である木像の原作品を完全に焼却する行為は、同一性保持権の侵害を構成しない。
- 3 他人の小説を無断で改変した場合であっても、客観的に社会的評価が高まるような改変であれば、同一性保持権の侵害を構成しない。
- 4 小説の題号の改変行為は、題号自体が著作物性を具備している場合に限り、同一性保持権の侵害を構成する。
- 5 著作者の死後、著作物を改変する行為が禁じられるのは、著作者の名誉又は声望を害するおそれのある場合に限られる。

〔23〕特許法に規定する審判の審理に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 拒絶査定不服審判を職権により口頭審理によるとした場合、審判長は、当事者に対し、ファクシミリによる通知により、期日の呼出しを行うことができる。
- 2 審判事件における証人尋問は、その証人が正当な理由により出頭することができないとき、特許庁外で、当該事件の合議体を構成する審判官の一人が単独で行うことができる。
- 3 特許権者**甲**が有する2つの特許権のそれぞれに対し、**乙**から特許無効審判が請求された。この場合、当該2件の特許無効審判の審理を併合することができる。
- 4 特許無効審判において、答弁書が提出されることなく、被請求人及びその代理人のいずれもが口頭審理の期日に出頭しなかった。この場合、審判官は、当該審判の請求人の主張する無効理由を当該被請求人が認めたものとみなし、当該特許を無効とすべき旨の審決をしなければならない。
- 5 2つの請求項に係る特許のうち、一方の請求項に係る特許を無効とすることを求める特許無効審判が請求された。このとき、他方の請求項に係る特許については、職権により審理することができない。

〔24〕 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 締約国の国民ではなく締約国の居住者である出願人は、当該締約国が特定の締約国である場合に限り、受理官庁としての国際事務局に出願することができる。
- 2 国際事務局が、受理官庁による出願人に対する国際出願番号及び国際出願日の通知の写しを受理しているにもかかわらず、国際事務局が優先日から14月を経過する時まで記録原本を受け取っていない場合には、国際事務局は当該受理官庁にその旨を通知し、通知を受けた当該受理官庁は出願人にその旨を通知する。
- 3 受理官庁が、提出された国際調査のための国際出願の翻訳文を国際調査機関に送付している場合において、出願人が国際調査機関に提出する書簡は、当該書簡に係る国際出願の言語と同一の言語で作成する。
- 4 国際調査機関は、出願人に対し、国際調査のため、電子形式によるアミノ酸の配列リストを提出することを求めることができるが、当該求めがなされた場合、当該国際調査機関に代えて受理官庁に提出された当該電子形式による配列リストは、当該受理官庁が当該国際調査機関に速やかに送付する。
- 5 出願人は、優先日から12月を経過した後はいつでも、受理官庁に対し、国際出願の写しを提出して、その国際出願の写しが出願時における国際出願と同一であることの認証を請求できる。

〔25〕意匠登録出願における図面又は一意匠一出願の規定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 図面に代えて意匠登録を受けようとする意匠を現した見本を提出する場合に、当該意匠に係る物品の一部が透明であるときは、その旨を願書に記載しなければならない。
- 2 携帯電話機の操作の用に供される画像について意匠登録を受けようとするとき、携帯電話機本体正面に当該操作画像が表れる場合は、当該操作画像が表れる正面図に代えて、当該操作画像のみを表した「画像図」を記載することができる。
- 3 願書の意匠に係る物品の欄に「包装用缶」と記載され、願書に添付した図面中、上面の缶蓋部分と底面の缶底部分のみが実線で表され、当該実線で表された部分について意匠登録を受けようとする意匠登録出願は、意匠法第7条に規定する要件を満たしている。
- 4 願書の意匠に係る物品の欄に「飲食用具」と記載され、願書に添付した図面に飲食用のスプーンが1つ表されている意匠登録出願は、意匠法第7条に規定する要件を満たしている。
- 5 願書の意匠に係る物品の欄に「コーヒーわん及び受け皿」と記載され、願書に添付した図面に花柄のコーヒーわんと無模様の受け皿が表されている意匠登録出願は、意匠法第7条に規定する要件を満たしている。

〔26〕訂正審判又は特許無効審判における訂正の請求に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許無効審判において特許請求の範囲の訂正を請求する場合、当該審判が請求されている請求項については訂正することができるが、当該審判が請求されていない請求項については訂正することができない。
- 2 特許無効審判の審決に対する訴えの提起があった場合において、特許権者が当該訴えに係る特許について訴えの提起後に訂正審判を請求することにより、事件を審判官に差し戻すための特許法第181条第2項の規定による審決の取消しの決定により特許庁に再び係属した特許無効審判において、審判長の指定した期間内に当該特許権者が訂正の請求をした。この場合、当該訂正の請求の内容が、先にした訂正審判の請求の内容と異なるものであったとしても、その訂正審判の請求は、当該訂正の請求の時に、その訂正審判の審決が確定していない限り、取り下げられたものとみなされる。
- 3 特許無効審判において、特許請求の範囲の減縮を目的として訂正の請求をする場合、特許法の規定上、その訂正は願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内で行わなければならない。
- 4 特許権者が特許無効審判において訂正の請求をするときに、当該特許発明について先使用による通常実施権者が存在し、かつ、その存在を特許権者が知っていた場合には、当該通常実施権者の承諾が必要である。
- 5 共有に係る特許権について、誤記の訂正を目的とする訂正審判を請求する場合、共有者間で代表者を定めて特許庁に届け出たときは、当該代表者は単独で当該審判を請求することができる。

〔27〕 専用使用権又は通常使用権等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員は、商標権者の承諾を得た場合にのみ、指定商品又は指定役務について地域団体商標に係る登録商標の使用をする権利を移転することができる。
- 2 先使用による商標の使用をする権利を有する者は、他人の登録商標に係る商標登録出願の際に使用していたその登録商標と同一の商標については、その使用に係る商品に類似する商品についても、この権利の行使として使用することができる。
- 3 専用使用権について通常使用権が許諾されている場合、その通常使用権を譲渡により移転するときは、商標権者の承諾があれば足りる。
- 4 専用使用権者は、専用使用権について通常使用権を許諾している場合には、当該通常使用権者の承諾を得たときに限り、その専用使用権を放棄することができる。
- 5 他人の著作物を複製した商標について商標登録出願を行い商標登録を受けたときは、別個の法律に基づいて成立している権利であるから、商標権者は、指定商品又は指定役務について自由に登録商標を使用することができ、著作権者の承諾を得る必要はない。

〔28〕特許法に規定する罰則に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 審判における当事者本人の尋問に際し、宣誓した当事者が自己の記憶に反する陳述をした場合、その陳述内容が客観的真実に合致していたとしても、その当事者は過料に処せられることがある。
- (ロ) 審判の当事者が、審判官について審判の公平を妨げるべき事情があることを知りながら忌避の申立てをせずに審決を受けた場合、その当事者は過料に処せられることがある。
- (ハ) 特許発明の技術的範囲について特許庁に判定を求めた当事者が、虚偽の資料を提出し、審判官を欺いて自己の利益になる判定を受けた場合、その当事者は懲役又は罰金に処せられることがある。
- (ニ) 審判における証拠調べに関し、特許庁から書類の提出を命じられた者が、正当な理由がないのにその命令に従わなかった場合、その者は罰金に処せられることがある。
- (ホ) 審判において偽証の罪を犯した証人が、審決の謄本の送達後に自白した場合、その自白により、偽証の罪に対する刑が減輕され、又は免除されることはない。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

[29] パリ条約のストックホルム改正条約に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 いかなる場合にも、商品の性質は、その商品について使用される商標が登録されることについて妨げとはならない。
- 2 不法に商標又は商号を付した産品が、その商標又は商号について法律上の保護を受ける権利が認められている同盟国を通過する際、当該同盟国の当局は、当該産品の差押えを行うことを要しない。
- 3 各同盟国は、その存在が本国の法令に反しない団体に属する団体商標の保護について、国内法令で特別の条件を定めることができるが、保護が要求される当該同盟国において当該団体が設立されていないこと又は保護が要求される当該同盟国の法令に当該団体が適合して構成されていないことを理由として、その保護を拒絶することはできない。
- 4 各同盟国は、不法に商標又は商号を付した産品について、国内法令が、輸入の際における差押え、輸入禁止及び国内における差押えのいずれかを認めることを、義務づけられている。
- 5 各同盟国は、その存在が本国の法令に反しない団体に属する団体商標の登録を認めかつ保護する義務がある。ただし、各同盟国は、公共の利益に反する団体商標についてその保護を拒絶することができる。

〔30〕 実用新案法の規定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、実用新案登録出願は、実用新案法第48条の3第1項により実用新案登録出願とみなされた国際出願ではないものとする。

- 1 実用新案登録出願があったときは、その実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、又は却下された場合を除き、実用新案権の設定の登録がされる。
- 2 特許庁長官は、実用新案登録出願に係る考案が物品の形状、構造又は組合せに係るものでなかったときでも、実用新案登録出願人に対し、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすべきことを命ずることはない。
- 3 実用新案技術評価の請求は、実用新案権の設定の登録がされるまでは、することができず、実用新案権の設定の登録がされた後は、実用新案権の消滅後においてもすることができる。
- 4 実用新案権者から実用新案技術評価の請求があったときは、審査官は、実用新案技術評価書を作成するとともに、その謄本を請求人である実用新案権者に送達しなければならない。
- 5 実用新案登録出願に際して、明細書、実用新案登録請求の範囲、必要な図面及び要約書を願書に添付しなければならないと規定されている。

〔31〕 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 加盟国は、人又は動物の治療方法及び外科的方法を特許の対象から除外することができる。
- 2 加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。ただし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。
- 3 加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。
- 4 各加盟国は、知的所有権の保護に関し、例外なく、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与えなければならない。
- 5 司法当局は、侵害活動を行っていることを知っていたか又は知ることができる合理的な理由を有していた侵害者に対し、知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有する。

[32] 商標権に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) **甲**の有する商標権に抵触する先願に係る意匠権の存続期間満了後の商標を使用する権利（商標法第33条の2第3項）を有する**乙**から業務の譲渡を受けた**丙**が、不正競争の目的でなく継続して当該商品についてその商標の使用をするときであっても、**甲**は、**丙**に対し当該使用行為の差止めを請求することができる。
- (ロ) 商標権者の許諾を得ることなく登録商標をその指定商品「CPU（中央処理装置）」に付した後、その「CPU（中央処理装置）」を非類似の商品である「パチスロ機」の主基板に組み込んでなる完成品「パチスロ機」を販売することは、流通過程でその「CPU（中央処理装置）」に視認可能性があると要件が充足されれば、商標権の侵害となる場合がある。
- (ハ) 商標権の侵害訴訟において、登録商標に顧客吸引力が全く認められず、その登録商標に類似する標章を使用することが侵害者の商品の売上げに全く寄与していないことが明らかな場合であって、侵害者が損害の発生があり得ない旨を抗弁として主張立証したときは、使用料相当額の損害（商標法第38条第3項）も生じていないとして当該損害の賠償の責めを免れることができる場合がある。
- (ニ) **甲**の登録防護標章と色彩のみが異なる商標を、その登録防護標章に係る指定商品について使用をする**乙**の行為は、当該商標権を侵害するものとみなされる場合がある。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔33〕 特許権侵害訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 測定方法に係る特許発明（物を生産する方法の発明には該当しない。）についての特許権の効力は、当該測定方法により測定された物を業として譲渡する行為に対しても及び、裁判所は、その物の譲渡の差止め及び廃棄を命じることができる。
- 2 特許権侵害訴訟において、損害が生じたことが認められる場合であっても、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難な場合には、特許法の規定上、損害はないものと推定される。
- 3 特許権の侵害差止めを求める仮処分事件においては、秘密保持命令の申立てをすることが許される。
- 4 特許権者は、その特許権について専用実施権を設定したときは、当該特許権に基づく差止請求権を行使することはできない。
- 5 特許権侵害訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべき旨の抗弁が認められるためには、特許無効審判を請求することが必要である。

〔34〕 映画の著作物に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 映画のために作曲された映画音楽の著作権は、当該映画の著作物の著作権存続期間の満了と同時に、消滅する。
- 2 映画の著作物の著作権は、原則として、当該映画の創作後、70年を経過するまでの間存続する。
- 3 映画のための脚本を執筆した脚本家は、当該映画の著作物の著作者である。
- 4 小説を原作とした映画の著作物を映画館で上映するには、原作とされた小説の著作権者の許諾が必要である。
- 5 映画会社は、社外の監督を起用して製作した映画の著作物の無断改変に対して、同一性保持権の侵害を主張できる。

〔35〕 商標法第2条に規定する標章についての使用に該当しない行為は、次の(イ)～(ホ)のうち、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商品に標章を付したものを電気通信回線を通じて提供する行為。
- (ロ) 電子的方法により行う映像面を介した役務の提供に当たりその映像面に標章を表示して役務を提供する行為。
- (ハ) 商品に関する広告又は価格表を内容とする情報に標章を付して磁気的方法により提供する行為。
- (ニ) 商品に関する広告を標章の形状としたものを展示する行為。
- (ホ) 役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供するため貸し渡す物に標章を付したものを、これを用いて当該役務を提供するために輸入する行為。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔36〕特許法に規定する明細書等の補正に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、以下において、「最初の拒絶理由通知」とは、特許法第17条の2第1項第1号に規定する「最初に受けた」拒絶理由の通知をいい、「最後の拒絶理由通知」とは、同項第3号に規定する「最後に受けた」拒絶理由の通知をいうものとする。

また、特許出願は、特許法第184条の3第1項により特許出願とみなされた国際出願ではないものとする。

- (イ) 外国語書面出願の出願人は、外国語要約書面について補正をすることができる。
- (ロ) 外国語書面出願の出願人が、誤訳の訂正を目的として、明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳の訂正の理由を記載した誤訳訂正書を提出し、所定の手数料を納付しなければならない。
- (ハ) 2以上の発明を包含する特許出願**A**の一部を分割して新たな特許出願**B**とした場合において、**B**について最初の拒絶理由通知を受け、指定された期間内に特許出願人が特許請求の範囲について補正をするときであっても、最後の拒絶理由通知を受けたときと同様、特許法第17条の2第5項各号に掲げる事項を目的とする補正に限られることがある。
- (ニ) 特許出願人が特許請求の範囲について補正をする場合、その補正前に受けた拒絶理由の通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、その補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、特許法第37条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものでないことを理由として、その補正が却下されることはない。
- (ホ) 特許出願人は、審査官がした拒絶をすべき旨の査定に対して拒絶査定不服審判を請求する場合、その査定の謄本の送達があった日から3月以内であれば、その審判の請求と同時でなくても、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔37〕 意匠法第3条の2に関し、次の(イ)～(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとし、かつ、名義人の変更もないものとする。

- (イ) 意匠登録出願 **A**に係る「デジタルカメラ」のシャッターボタン部の部分意匠 **イ**が、**A**の出願の日前に出願され、**A**の出願後に意匠公報に掲載された他人の意匠登録出願 **B**に係る「デジタルカメラ」のシャッターボタン部の意匠と類似であるとき、部分意匠 **イ**は意匠登録を受けることができない。
- (ロ) 意匠登録出願 **A**に係る「いす」の肘掛け部の部分意匠 **イ**が、**A**の出願の日前に出願され、**A**の出願後に意匠公報に掲載された他人の意匠登録出願 **B**に係る「いす」の脚部の部分意匠における願書に添付された全体図に表された意匠の一部である肘掛け部の意匠と類似であるとき、部分意匠 **イ**は意匠登録を受けることができる。
- (ハ) 意匠登録出願 **A**に係る「冷蔵庫」の取っ手部の部分意匠 **イ**が、**A**の出願の日前に出願され、**A**の出願の日に発行された意匠公報に掲載された自己の意匠登録出願 **B**に係る「冷蔵庫」の意匠の一部と類似であるとき、部分意匠 **イ**は意匠登録を受けることができない。
- (ニ) 意匠登録出願 **A**に係る「のこぎり用柄」の意匠 **イ**が、**A**の出願の日前に出願され、**A**の出願後に意匠公報に掲載された他人の意匠登録出願 **B**に係る「のこぎり」の意匠の一部と類似であるとき、意匠 **イ**は意匠登録を受けることができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 なし

〔38〕不正競争防止法上の営業秘密の保護に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 甲社が秘密として管理している技術情報と同一の技術情報を、乙社も独自に開発し、秘密として管理している場合には、乙社が当該技術情報を知っているため、当該技術情報は営業秘密として保護されることはない。
- 2 非公知の生産方法を甲社が秘密として管理している場合において、乙が、甲社の従業員を強迫して当該生産方法を聞き出し、それを自己の事業に使用しているとしても、その後、第三者丙により当該生産方法が記述された論文が雑誌に掲載されたならば、甲社は、乙に対して、当該生産方法の使用の差止めを請求することができない。
- 3 甲社が独自に収集した非公知の顧客情報のリストは、甲社が秘密として管理する意図を有してさえいれば、営業秘密として保護される。
- 4 甲社が、ある製品開発のために行った実験において、その製品には使用できないことが明らかになった成分や素材等に関するデータは、その製品の開発が断念された場合、甲社により秘密として管理されていたとしても、営業秘密として保護されることはない。
- 5 営業秘密である情報を甲が不正取得し、乙に開示した場合において、乙が甲の不正取得行為について知らず、知らないことについて乙の過失も認められないならば、丙が乙から当該情報を取得する行為が、営業秘密に関する不正競争となることはない。

[39] 商標権の存続期間の更新について、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標権の存続期間の満了前6月から満了の日までの間に、商標権者が更新登録に必要な手続をすることができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間経過後6月以内に手続を行うことにより、更新登録を受けることができ、新たな存続期間は更新登録の日から開始する。
- 2 商標権の存続期間の更新においては、登録商標が条約に違反するものとなっているとき又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれがあるものとなっているときは、更新登録を受けることができない。
- 3 商標権の存続期間を更新するためには、当該商標権の存続期間の満了前6月から満了の日までの間に、更新登録の出願をするとともに、登録料として、所定の金額に指定商品又は指定役務の区分の数に乗じて得た額を納付しなければならない。
- 4 登録料を分割して納付することによって商標権の存続期間の更新登録を受けた者が、当該商標権の存続期間の満了前5年までに納付すべき登録料を納付することができなかった場合において、その満了前5年の経過後6月以内にその登録料を納付しなかったときでも、その責めに帰することができない理由により納付をすることができなかったときは、その理由がなくなった日から14日以内でその期間経過後6月以内であれば、納付をすることができる。
- 5 商標権の存続期間の満了前6月から満了の日までの間に、商標権者が更新登録の手続をすることができないときは、その期間が経過した後であっても、その期間の経過後6月以内に手続を行えば、所定の納付すべき登録料のほか、その登録料と同額の割増登録料を納付することにより、更新登録を受けることができる。

〔40〕 実用新案登録無効審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 実用新案登録無効審判が請求され、その後、実用新案登録に基づく特許出願がされた場合において、当該審判の請求人がその請求を取り下げなかったときは、当該審判の請求は、審決をもって却下される。
- 2 実用新案登録無効審判の請求書につき、請求の理由の要旨を変更する補正が許可された。後日、その補正について、被請求人に答弁書提出の機会が与えられた。この場合、被請求人が願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について1回も訂正をしていなければ、被請求人は、その答弁書提出期間が経過するまでは、誤記の訂正を目的としてその明細書を訂正することができる。
- 3 1つの実用新案登録に対して、2つの実用新案登録無効審判が順次請求され、先にされた無効審判の請求に対して審決があった後でも、後にされた無効審判についての答弁書提出期間内に、願書に添付した実用新案登録請求の範囲の減縮を目的として訂正できる場合がある。
- 4 複数の請求項のうち一部の請求項を対象とする実用新案登録無効審判が請求され、その答弁書提出期間が経過した後であっても、審判請求の対象とされていない請求項については、その請求項に係る実用新案権のみを放棄して実用新案登録に基づく特許出願をすることができる場合がある。
- 5 実用新案登録無効審判の被請求人から答弁書が提出された後、その答弁書提出期間内に願書に添付した実用新案登録請求の範囲が訂正された場合、審判請求人は、訂正書の副本の送達があった日から30日以内に限り相手方の承諾を得ることなくその審判の請求を取り下げることができる」と規定されている。

[41] パリ条約のストックホルム改正条約における優先権に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 各同盟国の国内法令又は同盟国の間で締結された二国間若しくは多数国間の条約により正規の国内出願とされるすべての出願は、優先権を生じさせるものと認められている。
- (ロ) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。
- (ハ) 同盟国は、優先権の申立てをする者に対し、最初の出願に係る出願書類の謄本の提出を要求することができるが、その謄本が当該最初の出願を受理した主官庁が認証したものである場合、その主官庁が交付する出願の日付を証明する書面をその謄本に添付するよう要求することはできない。
- (ニ) 優先期間は、その末日が保護の請求される国において法定の休日又は所轄庁が出願を受理するために開いていない日に当たるときは、その日の後の最初の就業日まで延長される。
- (ホ) 最初の出願に係る出願書類の全体により優先権の主張に係る発明の構成部分が明らかにされていても、当該構成部分が最初の出願において請求の範囲内のものとして記載されていない場合には、当該優先権を否認することができる。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔42〕 関連意匠に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 関連意匠の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠登録出願の日から20年をもって終了する。
- (ロ) パリ条約による優先権の主張を伴う出願に係る意匠を本意匠とする関連意匠について意匠登録を受けるためには、その関連意匠に係る出願が、パリ条約による優先権の主張の基礎となった出願の日以後であって、本意匠の出願が掲載された意匠公報（秘密とされていた登録意匠が秘密でなくなった場合に掲載されるものを除く。）の発行の日前になされている必要がある。
- (ハ) 本意匠の意匠権について許諾による通常実施権の設定による登録のみがなされているときは、当該本意匠に係る関連意匠について意匠登録を受けることができない。
- (ニ) 本意匠及びその関連意匠の意匠権は、相続その他の一般承継による場合には、分離して移転することができる。
- (ホ) 本意匠の意匠権が登録料の不納付により消滅したとき又は放棄されたときは、当該本意匠に係る関連意匠の意匠権も消滅する。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔43〕不正競争防止法上の不正競争に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 映画のDVDに付されているコピープロテクションを無効化するプログラムを甲が販売している場合、当該DVDを販売している乙社は、甲に対して、少なくとも、その映画の複製にかかる許諾料に相当する額を損害額として賠償請求することができる。
- 2 甲の製造販売する携帯電話aの形態を模倣した携帯電話bを、乙が製造して販売している場合、甲は、携帯電話bの製造又は販売の差止請求とともにのみ、携帯電話bを製造するために使用した金型の除却を、乙に対して請求することができる。
- 3 周知となっている甲社の商品名Aと類似の商品名Bを、乙社が自己の商品に使用し、需要者に混同が生じている場合、甲社の商品名Aが周知となる前から乙社が商品名Bを使用していたために、甲社による商品名Bの使用の差止めが認められないとしても、甲社は、自己の商品との混同を防ぐのに適当な表示を付すよう、乙社に請求することができる。
- 4 視聴料を払った者のみが視聴できるようにスクランブルを施して番組が放送されている場合に、視聴料を払わなくともその番組を視聴できるプログラムをインターネットで流通させる行為には、刑事罰が科されない。
- 5 不正競争に係る損害賠償請求については、侵害者の利益額が損害額と推定される。

〔44〕 特許法に規定する審判又は再審に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許を受ける権利を**甲**及び**乙**が共有している。その後、**乙**が所在不明となり、連絡が取れない状態になった。この場合、**甲**は単独で審判を請求することができる。
- 2 **甲**が特許無効審判を請求したところ、当該特許権者**乙**は答弁書を提出し、かつ、訂正の請求を行った。**甲**は、当該訂正の請求により新たに生じた無効理由を追加するため、請求の理由を補正した。当該補正が審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかな場合、審判長は、決定をもって当該補正を許可しなければならない。
- 3 特許無効審判事件に係る手続（審判の請求を除く。）において、当該審判請求人が行った不適法な手続であってその補正をすることができないものについては、当該審判被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、審決をもってその手続を却下することができる。
- 4 特許無効審判の確定審決に対して、当該審判の参加人が再審の理由を発見した場合、その参加人は、再審の請求期間内に、単独で再審を請求することができる。
- 5 審決の謄本の送達を受けて、審決取消訴訟を提起せず、審決が確定した。その審決が確定した日から3年が経過した後は、いかなる理由であっても再審の請求をすることはできない。

〔45〕 意匠権の抵触又は登録意匠の利用に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 登録意匠が当該意匠登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触する場合であっても、その著作権が登録されていない限り、当該意匠権者は、業としてその登録意匠の実施をすることができる。
- 2 意匠権者は、当該意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠を利用するものでない旨を請求の趣旨とする判定を、特許庁に求めることができる場合がある。
- 3 **甲**の登録意匠**イ**が、当該意匠登録出願の日前の出願に係る**乙**の登録意匠**ロ**を利用するものであるとき、**甲**は、**乙**の許諾を得ないで登録意匠**イ**の実施をすることができる場合がある。
- 4 意匠権者**甲**は、当該登録意匠に類似する意匠に係る部分が当該意匠登録出願の日前の出願に係る**乙**の意匠権と抵触する場合、**乙**の許諾を得なければ、自己の登録意匠を業として実施をすることができない。
- 5 登録意匠**イ**の通常実施権者は、登録意匠**イ**が当該意匠登録出願の日前の出願に係る他人の登録意匠**ロ**を利用するものである場合、登録意匠**イ**を実施するための通常実施権の許諾について登録意匠**ロ**の意匠権者が協議に応じないとき、特許庁長官の裁定を請求することができる。

[46] 商標の審判等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 防護標章登録の無効の審判は、防護標章登録に基づく権利の消滅後には請求することができない。
- 2 商標法第4条第1項第11号に該当することを理由とする登録異議の申立ての審理において、同法第3条第1項第3号に該当することを理由とする商標登録の取消しの理由を通知し、相当の期間を指定して意見書を提出する機会を与えた場合は、審判官は、登録異議の申立てに係る指定商品又は指定役務について、その理由により、商標登録を取り消す旨の決定をすることができる。
- 3 商標登録の無効の審判は、他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標に該当することを理由とする場合は、その商標が不正の目的でなく商標登録されたときであっても、いつでも請求することができる。
- 4 商品「**a**」及び「**b**」を指定商品とする登録商標について、「**a**」についての使用許諾を受けた通常使用権者が、「**b**」について当該登録商標の使用をしたことにより、他人の業務に係る商品と混同を生じさせたとしても、当該商標登録が、使用権者の不正使用による商標登録の取消しの審判（商標法第53条第1項）により取り消されることはない。
- 5 商標権者の不正使用による商標登録の取消しの審判（商標法第51条第1項）の請求は、請求人が利害関係人でないときは、審決をもって却下される。

〔47〕 特許法に規定する手続に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 婚姻をしている未成年者は、法定代理人によらないで、特許無効審判を請求することができる。
- 2 法人でない社団であって、代表者の定めがあるものは、その名において特許無効審判を請求することができる。
- 3 未成年者の法定代理人は、後見監督人があるときであっても、その同意を得ることなく、相手方が請求した特許無効審判について手続をすることができる。
- 4 日本国内に住所又は居所を有する者であって手続をするものの委任による代理人は、特別の授権を得なくても、出願公開の請求をすることができる。
- 5 特許出願人の委任による代理人が2人以上あるとき、2人以上の代理人の共同代理によってのみ特許出願人が代理されるべき旨の定めがあっても、特許庁長官がすべき手続は、その2人以上の代理人のうちいずれか1人に対してすれば、当該特許出願人に対してしたと同じ効果が生じる。

〔48〕 マドリッド協定の議定書に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 国際事務局は、国際登録において指定された商品及びサービスの全部若しくは一部について、又は国際登録が領域内で効力を有する締約国の全部若しくは一部について、国際登録の名義人の変更が生じた場合、当該変更を国際登録簿に記録する。ただし、新たな名義人は、国際出願をする資格を有する者であるものとする。
- (ロ) 国際事務局は、国際登録の名義人の変更に関し、その国際登録の従前の名義人からの請求又は関係官庁からの職権による若しくは利害関係者の求めに応じた請求により、当該変更を国際登録簿に記録する。ただし、新たな名義人は、国際出願をする資格を有する者であるものとする。
- (ハ) 締約国際機関の官庁にした出願を基礎出願とする場合でも、国際登録による保護を受けることができる者は、国である締約国の国民又は当該国である締約国に住所若しくは現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有する者に限られる。
- (ニ) 国際登録による標章の保護については、その国際登録の日から5年の期間が満了する前に、基礎登録が消滅した場合は、本国官庁からの該当する範囲についての国際登録の取消しの請求により、国際事務局は当該範囲について国際登録を取り消す。
- (ホ) 国際登録による標章の保護については、国際登録の日から5年の期間の満了前に、基礎登録の無効を求める申立て手続が開始され、当該5年の期間の満了後に基礎登録が確定的な決定により、無効とされた場合は、本国官庁からの該当する範囲についての国際登録の取消しの請求により、国際事務局は当該範囲について国際登録を取り消す。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔49〕 意匠登録出願又は意匠公報に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとし、かつ、名義人の変更もないものとする。

- 1 意匠登録出願が放棄されたときは、意匠法第9条第1項及び第2項の規定の適用については、その意匠登録出願は、意匠登録出願でないものとみなされる。
- 2 同一又は類似の意匠について同日に2つの意匠登録出願があった場合に、一の意匠登録出願の出願人が意匠の創作をした者でない者であって意匠登録を受ける権利を承継しないものであるときは、意匠法第9条第2項の規定の適用については、いずれの意匠登録出願も初めからなかったものとみなされる。
- 3 特許庁長官は、同一又は類似の意匠について異なった日に2つの意匠登録出願があったときは、相当の期間を指定して、協議をしてその結果を届け出るべき旨を意匠登録出願人に命じなければならない。
- 4 意匠公報には、存続期間の満了による意匠権の消滅を掲載しなければならない。
- 5 意匠公報には、審決に対する訴えについての確定判決（意匠権の設定の登録がされたものに限る。）を掲載しなければならない。

〔50〕商標法第4条第1項に規定する商標の不登録事由に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標登録出願に係る商標が、その査定時に現存する他人の氏名を含む商標であって、その出願時にはその他人の承諾を得ているものであっても、査定時までその他人からの承諾が撤回された場合は商標登録を受けることができない。
- 2 商標登録出願に係る商標が、その一部に他人の登録防護標章と類似の商標を有する商標であって、その登録防護標章に係る指定商品と類似の役務について使用をするものである場合、原則として商標登録を受けることができない。
- 3 商標登録出願に係る商標が、その一部に菊花紋章を顕著に有するものであっても、商標登録を受けることができる場合がある。
- 4 商標登録出願に係る商標が、「黄色のライオン及び太陽」の文字からなるものであって、赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律（昭和22年法律第159号）第1条の名称「赤のライオン及び太陽」と類似する場合、商標登録を受けることができない。
- 5 商標登録出願に係る商標が、外国でその政府の許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一の標章を有する場合、商標登録出願人がその賞を受けた者であって商標登録出願に係る商標の一部としてその標章の使用をするときは商標登録を受けることができる。

〔51〕 著作隣接権等に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 映画製作者と契約して、映画の1シーンのために、パブのステージで歌唱する流行歌手を演じた歌手は、その映画がDVD化されても差止請求できないが、その映画が歌手に無断でテレビ放送されるときは、差止請求できる。
- 2 ラジオ番組で、市販の音楽CDに録音された音楽を再生して放送する場合、聴取者からの電話リクエストに応じて選曲して放送するなど事前に実演家の許諾を得ることが困難なときを除き、事前に実演家の許諾を得なければならない。
- 3 テレビ番組で、市販のDVDに録音及び録画されたバレエを再生して放送する場合、放送事業者は、DVDの製作者に補償金を支払う必要はあるが、DVDの製作者には、放送の差止めを請求する権利はない。
- 4 地上波テレビ放送をアンテナとチューナーを用いて受信し、これをインターネットを経由して不特定多数の人に送信したとしても、受信可能な地域がもとの地上波テレビ放送を受信可能な地域の内に限られていれば、それが営利事業として営まれているか否かにかかわらず、放送事業者から差止請求を受けることはない。
- 5 放送事業者は、その放送するテレビ番組を待合室のテレビ受像機に映している病院に対して、補償金を求める権利を有しない。

〔52〕共有に係る特許権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 甲及び乙の共有に係る特許権に関し、甲は、乙の同意を得なくても、その持分を移転することができる場合がある。
- 2 甲及び乙の共有に係る特許権に関し、甲は、乙の同意を得たとしても、単独で特許権の存続期間の延長登録の出願をすることはできない。
- 3 甲及び乙の共有に係る特許権に関し、甲は、乙と共同でなければ、その特許発明の技術的範囲について、特許庁に対して判定を求めることができない。
- 4 甲及び乙の共有に係る特許権に関し、その特許発明イが、その特許出願の日前の出願に係る乙の特許発明ロを利用するものであるときは、甲は、特許発明ロを実施する何らかの権原がない限り、業として特許発明イを実施することができない。
- 5 甲及び乙の共有に係る特許権に関し、丙が特許無効審判を請求し、請求が成り立たない旨の審決がされた場合、丙は、当該審決に対する取消訴訟を提起するときは、甲及び乙を被告として提起しなければならない。

〔53〕 次の①～⑤までの空欄に適切な語句を選んで入れると、不正競争防止法の商品等表示についてのまとまった文章となる。①～⑤までの空欄に入れるべき語句の組み合わせとして、次のうち、適切でないものは、どれか。

不正競争防止法では、一定の要件のもとで、商品等表示甲は、その商品等表示との商品等表示を使用する乙に対して、及びを請求することができる。

- 1 ①全国的に周知な
②を使用する
③現実に混同する類似
④損害賠償
⑤謝罪広告
- 2 ①著名な
②の使用を丙に許諾している
③同一又は類似
④標章の廃棄
⑤標章の製造装置の除却
- 3 ①消費者の使用によって周知となったハンバーガー店の通称である
②を自らは使用していないハンバーガーチェーン運営会社
③広義の混同を引き起こしている類似
④不当利得の返還
⑤看板の廃棄
- 4 ①世界的に知られている自動車部品の
②を使用する
③同一
④広告での使用禁止
⑤標章の廃棄
- 5 ①東京で周知な
②の使用を丁に許諾している
③混同するおそれのある類似
④標章を付した商品の引渡し
⑤混同を防止するための広告

〔54〕 秘密意匠に関し、次の(イ)～(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 意匠登録出願人は、意匠登録出願と同時に、意匠権の設定の登録の日から2年の期間を指定して、その期間その意匠を秘密にすることを請求することができる。
- (ロ) 意匠権者は、秘密にすることを請求した期間を短縮することを請求することができる。
- (ハ) 利害関係人は、意匠権者の氏名又は名称及び登録番号を記載した書面その他経済産業省令で定める書面を特許庁長官に提出すれば、秘密にすることを請求した期間を短縮することを請求することができる。
- (ニ) 意匠登録出願人が意匠を秘密にすることを請求するときは、意匠登録出願と同時の場合に限り、その意匠を秘密にすることを請求する期間を記載した書面を特許庁長官に提出することができる。
- (ホ) 意匠法第9条第2項後段の規定に該当することにより意匠登録出願について拒絶をすべき旨の査定が確定した場合において、意匠を秘密にすることを請求した意匠登録出願が2以上あるときは、すべての意匠登録出願に関する願書及び願書に添付した図面の内容は、拒絶をすべき旨の査定が確定した日から指定した期間のうち最も長い期間の経過後遅滞なく掲載するものとする。

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ

〔55〕 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 出願人が一部の選択国の選択を取り下げた場合、国際事務局が国際予備審査報告を受領していたときでも、国際予備審査報告は、取下げの影響を受ける官庁に対しては送達されない。
- 2 選択が取り下げられた締約国の国内官庁が、優先日から30月を経過する前に、国際出願の写し、所定の翻訳文及び国内手数料を受け取った場合、当該選択の取下げは、当該締約国に関し、国際出願の取下げとはみなさない。
- 3 特許協力条約第19条の規定に基づく補正書の提出の時に国際予備審査請求書が既に提出されている場合、出願人は、その補正書の写しを国際予備審査機関に提出しなければならない。
- 4 国際予備審査機関が受理の日を表示した国際予備審査の請求書を国際事務局に送付したとき、国際事務局は、出願人に対し、その受理の日を速やかに通知する。
- 5 国際予備審査機関は、国際出願の対象が規則により国際予備審査を要しないとされているものである旨の見解及びその根拠を国際予備審査報告に記述する場合でも、当該国際出願の対象について、産業上の利用可能性の基準に適合していると認められるかどうかを記述することができる。

〔56〕 団体商標又は地域団体商標の商標登録を受けることができる者（主体要件）に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて設立された商工会議所は、団体商標の商標登録を受けることができる。
- 2 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づいて設立された農業協同組合は、団体商標の商標登録を受けることができる。
- 3 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づいて設立された商工会議所は、地域団体商標の商標登録を受けることができる。
- 4 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づいて設立された事業協同組合は、地域団体商標の商標登録を受けることができる。
- 5 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づいて設立された農業協同組合は、地域団体商標の商標登録を受けることができる。

[57] 特許出願の審査に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特許出願は、特許法第184条の3第1項により特許出願とみなされた国際出願ではないものとする。

- 1 特許出願人が、特許出願に係る発明に関連する文献公知発明のうち特許出願の時に知っているものがあるにもかかわらず、その文献公知発明に関する情報の所在を発明の詳細な説明に記載していないと認められる場合、審査官は、特許出願人に対し、その旨を通知して意見書を提出する機会を与えることなく、その文献公知発明に関する情報の所在を発明の詳細な説明に記載していないことを理由として拒絶の理由を通知することができる。
- 2 特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならないが、発明を特定するために必要と認められる事項の一部しか記載されていないことを理由としては、特許出願が拒絶されることはない。
- 3 特許を受ける権利の譲渡の無効が訴訟において争われている場合には、その訴訟手続が完結するまで、特許出願の審査を中止することができる。
- 4 審査官は、特許出願 **A** について拒絶の理由を通知しようとする場合において、その拒絶の理由が、**A** と同一の特許出願人による他の特許出願 **B** についての拒絶理由の通知に係る拒絶の理由と同一であっても、その旨を併せて通知しなくてもよい場合がある。
- 5 最後の拒絶理由通知（特許法第17条の2第1項第3号に規定する「最後に受けた拒絶理由通知」をいう。）を受けた特許出願人がした特許請求の範囲についての補正が、請求項の削除、特許請求の範囲の減縮、誤記の訂正又は明りよくない記載の釈明を目的とする補正のいずれにも該当しないと認められた場合において、審査官は、決定をもってその補正を却下し、拒絶をすべき旨の査定をするときは、更に特許出願人に対して拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して意見書を提出する機会を与えることなく、決定をもってその補正を却下し、拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。

〔58〕 意匠法第2条第1項及び第2項（定義等）に規定する意匠に該当するものは、次の（イ）～（ハ）のうち、いくつあるか。

- （イ） 花火大会で夜空に打ち上げられた花火の形状及び色彩の結合
- （ロ） ハンカチを折り畳んで作った花びらを模した「置物」の形状、模様及び色彩の結合
- （ハ） 手作業で作られる焼き菓子の形状及び模様の結合
- （ニ） DVD機器の録画予約機能等、DVD機器の本来的な機能を発揮するための操作に用いられるテレビ画面上に表示された画像の形状及び模様の結合
- （ホ） 市販用カレンダーに印刷された絵の部分の形状、模様及び色彩の結合
- （ヘ） 「一組のゴルフクラブセット」に係る組物の意匠におけるグリップ部分の形状、模様及び色彩の結合

- 1 1つ
- 2 2つ
- 3 3つ
- 4 4つ
- 5 5つ以上

〔59〕著作権の効力に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 著作者**甲**は、その著作物について、複製権を**乙**に譲渡した場合、**乙**による複製を差し止めることはできないが、第三者**丙**による複製については、**乙**から**丙**が許諾を受けていない限り、差し止めることができる。
- 2 作曲家**甲**は、その音楽の著作物について、著作権のすべてを**乙**に譲渡したとしても、**甲**自身が公開のステージで満員の聴衆を前にしてその音楽の著作物を演奏することに対して、**乙**から差止請求を受けることはない。
- 3 漫画家は、その漫画によって表現された思想を批判する目的でなされたものであったとしても、その漫画の一コマを複製して文書で批判を記した書籍の出版を差し止めることができる。
- 4 画家**甲**は、画商**乙**に預けた自らの絵画を、別の画商**丙**が**甲**の同意を得ることなく展覧会で展示をすることについて、差し止めることができる。
- 5 作曲家は、その音楽の著作物を劇場用映画の中で使うことを映画製作者に対して許諾した以上は、その映画の家庭用DVDの販売に対して、差止請求権を行使することができない。

〔60〕 拒絶査定不服の審判又は特許法第162条に規定する審査（以下「前置審査」という。）に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 審査において、進歩性欠如を理由とする拒絶理由通知を最初に受け、当該拒絶理由通知に対し補正がされた。当該補正が特許法第17条の2第3項の要件（いわゆる新規事項の追加の禁止）を満たしていない点が看過されたまま、上記拒絶理由に基づく拒絶の査定がされた。その後の前置審査において、審査官は、当該補正に上記要件を満たしていない点があることを発見し、かつ、本件の拒絶査定不服審判の請求時の補正によっては、上記点が解消されていないと判断した。この場合、審査官は上記要件違反についての拒絶の理由を通知することができる。
- 2 前置審査において、拒絶査定不服審判の請求と同時にした補正が、特許法第17条の2第3項の要件（いわゆる新規事項の追加の禁止）を満たしていないとき、審査官は、審判請求の理由から見て当該補正を却下すれば特許をすべき旨の査定をすることができると判断した場合には、決定をもってその補正を却下しなければならない。当該補正を却下したとしても特許をすべき旨の査定をすることができないと判断した場合には、上記要件を満たしていない点を理由として拒絶の理由を通知しなければならない。
- 3 拒絶査定不服審判において、審判官は、審判の請求に理由があると認めるときは、査定を取り消した上、特許をすべき旨の審決をするより他なく、また、審判の請求に理由がないと認めるときは、拒絶の理由を通知することなく審判請求は成り立たない旨の審決をしなければならない。
- 4 前置審査において、審査官が特許をすべき旨の査定をするときは、拒絶査定不服審判の請求に係る拒絶をすべき旨の査定は、審決により取り消される。
- 5 審査手続において物件が提出されていた場合に、審判請求人は、拒絶査定不服審判においても、当該物件を、常に再提出しなければならない。